

| 議案番号<br>提案課名  | 件名<br>内 容   |
|---|---|
| 議案第 8 8 号   | 三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 総務課   | 子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立幼稚園が支給認定保護者から受領する利用者負担額について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |
| <p>1. 改正要旨</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の制定により、市立幼稚園が支給認定保護者から受領する利用者負担額は、政令で定める額を限度として、市町村が定める額とされたことから、徴収根拠規定を本条例に定めるとともに、その他所要の整備を行う。</p> <p>2. 主な改正内容</p> <p>（1）入園料について（第5条関係ほか）<br/>入園料については、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収することが基本となるため、条文中から「入園料」を削る。</p> <p>（2）保育料の額について（第5条及び別表関係）<br/>支援法27条において、保育料の上限については「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされていることから、保育料の上限金額を条例で規定し、所得の状況に応じた具体的な金額については教育委員会規則で定める旨を規定する。</p> <p>第5条の見出しを「(保育料)」に改め、同条第1項を次のように改める。<br/>保育料は、9,350円を限度として、幼稚園に在園する者に係る支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 平成26年度に三田市立幼稚園に入園した者に係る保育料（施行日の属する月以後の月分のものに限る。）の額は、この条例による改正後の三田市立幼稚園条例第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。<br/>（平成26年度に市立幼稚園に入園した者については、現行の負担水準を維持することを基本とする。）</p> <p>4 施行期日<br/>子ども・子育て支援法の施行の日</p> |   |